

宝塚市出前児童館事業実施要綱

(目的)

第1条 宝塚市次世代育成支援行動計画に基づき、各ブロック毎（第7ブロックは除く。）の地域児童館及び子ども館（以下「地域児童館等」という。）を核として、概ね小学校区を単位として身近な子どもの居場所づくりや地域の子育て支援事業等、児童館活動の一部を市民に提供することにより、児童福祉の向上に資することを目的とする。

2 大型児童センターにあつては、中・高校生等の年代で組織する青少年リーダーを活用して、地域組織活動の支援及び地域のリーダーを育成、支援することにより地域児童館等のバックアップを図るものとする。

(実施主体)

第2条 出前児童館事業（以下「事業」という。）の実施主体は、宝塚市とする。ただし、事業の運営の全部又は一部を地域児童館等を運営する社会福祉法人、特定非営利活動法人又は民間事業者等（以下「社会福祉法人等」という。）に委託等することができるものとする。

(実施形態)

第3条 出前児童館の形態は、次のとおりとする。

(1) 常設型

曜日及び場所を定めて、定期的を実施し、ミニ児童館の役割を果たすもの。

(2) 派遣型

既存の子育てサロン並びに子ども会等が主催する場へ、遊び及び子育て支援プログラムを提供することにより、子育て支援者への継続支援及び保護者の自立支援を図るもの。

(3) イベント型

地域住民等が主催するイベント等に地域組織の一員として参画し、専門的なノウハウ等を提供するとともに、児童に対して地域住民等とのふれあいの中から、ジュニアリーダーを育成していくもの。

(事業内容)

第4条 出前児童館における遊びは、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第39条の規定に基づき、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、地域における健全育成活動の助長を図るように指導するもの及び、地域における子育てを支援するものとし、事業の内容は次のとおりとする。

(1) 児童が、自主活動の場として興味と関心をもって利用できるような事業

(2) 小学生が異年齢集団の中で、自由で、豊かな創造力をかきたてることのできるよう遊びの教室等

(3) 乳幼児の遊びの体験や親同士の交流、仲間づくりの場及び子育て支援の活動として子育て相談や子育て支援活動等

(4) 地域住民や中・高校生をボランティアとして協力を求めるとともに、その人材育成

(5) 地域組織活動の育成助長及び関係機関との連携を図る事業

(6) 広報等啓発事業

(7) 前各号以外の児童の健全育成に必要な事業

(利用児童の把握)

第5条 出前児童館を利用する児童については、住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先をその都度把握すること。

(実施要件)

第6条 事業の実施にあたっては、以下の要件を満たすものとする。

(1) 事業の実施頻度は、1週間のうち3日程度を常設型及び派遣型の実施に充て、残りの日をイベント型の実施及び館内業務（地域住民等との連絡調整等の業務を含む。）に充てるものとする。

(2) 出前児童館の開設時間は、それぞれの核となる地域児童館等の開館時間内とする。

(留意事項)

第7条 事業者および従事者は以下の事項に留意すること。

(1) 事業の実施にあたっては、それぞれのブロックの核となる地域児童館等の調整のもと、社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会の地区センターと連携を図り、地域住民及びPTA等と協働で安全に配慮して事業を実施するとともに、必要に応じて保育士及び保健師等と協力して事業を進めるものとする。

(2) 事業に従事する者（学生等ボランティアを含む。）は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならない。

(3) 事業内容等によっては、大型児童センターとの連携を図り実施するものとする。

(経費の補助)

第8条 市長は、事業を実施するために必要な経費を宝塚市補助金等の取扱に関する規則に基づき、社会福祉法人等に助成するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。